

## 告 示

### 埼玉県收用委員会告示第一号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、收用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和八年二月十七日

埼玉県收用委員会会长 山崎祐史

#### 一 事件番号

埼玉県收用委員会令和七年度第一号

#### 二 起業者の名称及び所在地

国土交通大臣 金子 恭之

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

#### 三 事業の種類

一般国道十七号改築工事（本庄道路・埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内）及びこれに伴う町道付替工事

#### 四 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

1 所在 埼玉県児玉郡上里町大字金久保

地番 千百四十五番

地目 登記簿 煙

現況 田

地積 登記簿 二千八百九十二平方メートル

実測 二千九百・八〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四百四・四八平方メートル

2 所在 埼玉県児玉郡上里町大字金久保

地番 千百六十一番

地目 登記簿 煙

現況 田

地積 登記簿 三千百八十平方メートル

実測 三千八十六・四二平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 千六百七・三四平方メートル

#### 五 土地所有者の氏名及び住所

南雲 富士雄

埼玉県児玉郡上里町大字金久保千二百五十三番地一

ただし、土地登記簿上の住所 埼玉県児玉郡上里町大字金久保千六百九番地

#### 六 裁決手続の開始を決定した日

令和八年二月十二日